

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果(平成31年1月～3月)

神奈川県内の労働基準監督署において、最低賃金の履行確保に係る主眼監督を行った結果は次のとおりである。

<監督指導結果の要約>

(1)違反の概要(表1参照)

地域別最低賃金額以上の賃金を支払っていない最低賃金法第4条第1項違反(以下「違反」という。)の概要は以下のとおり。

・違反事業場 87事業場

・違反率 15.1%

・地域別最低賃金額未滿の労働者数 651人

・地域別最低賃金額未滿の労働者数の割合 8.2%

違反率は前年同期と比べて大きく増加し、地域別最低賃金額未滿の労働者の割合は約倍増した。

なお、神奈川県地域別最低賃金の引き上げ額は平成30年度は27円である。

表1 署別監督指導結果

署	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率
横浜南	51	10	19.6%
鶴見	25	4	16.0%
川崎南	26	2	7.7%
川崎北	54	8	14.8%
横須賀	55	6	10.9%
横浜北	50	7	14.0%
平塚	52	12	23.1%
藤沢	56	11	19.6%
小田原	47	8	17.0%
厚木	57	4	7.0%
相模原	50	8	16.0%
横浜西	53	7	13.2%
局合計	576	87	15.1%

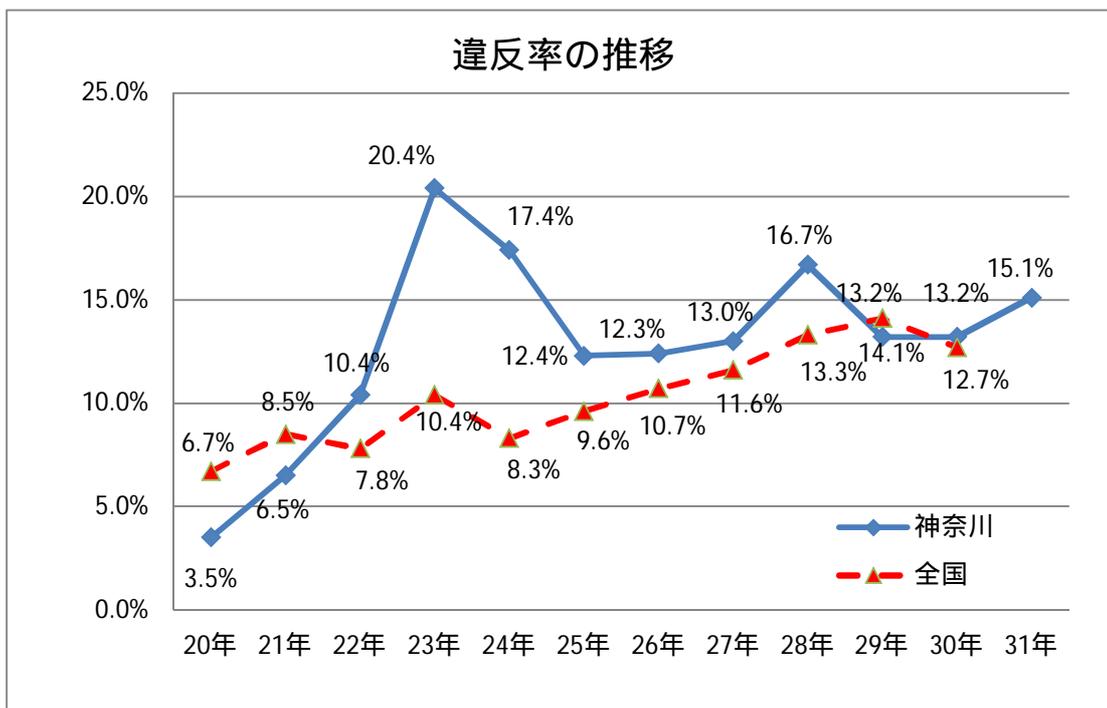


表2 違反率の推移

実施年	神奈川	全国	神奈川県最低賃金	前年からの引上げ額
20年	3.5%	6.7%	736	+ 19
21年	6.5%	8.5%	766	+ 30
22年	10.4%	7.8%	789	+ 23
23年	20.4%	10.4%	818	+ 19
24年	17.4%	8.3%	836	+ 18
25年	12.3%	9.6%	849	+ 13
26年	12.4%	10.7%	868	+ 19
27年	13.0%	11.6%	887	+ 19
28年	16.7%	13.3%	905	+ 18
29年	13.2%	14.1%	930	+ 25
30年	13.2%	12.7%	956	+ 26
31年	15.1%	-	983	+ 27

(2) 業種別違反状況

違反事業場は87事業場〔前年同期; 77事業場〕で、業種を絞ったことから、監督対象は卸小売業、飲食業製造業に集中し、違反率は卸小売業で13.4%、飲食業で16.1%、製造業で15.8%となっている。

(3) 最低賃金未満労働者の状況等

最低賃金額未満の労働者(651人)の性別、年齢、規模等の状況は以下のとおり。

性別、年齢等

- ・女性労働者 232人 35.6%
- ・パートタイム労働者 615人 94.5%
- ・65歳以上の労働者 379人 58.2%

表3

監督実施事業場労働者数	うち女性	最低賃金未満労働者数								
		うち18歳未満	うち65歳以上	うち女性	うちパート・アルバイト	うち障害者	うち外国人	うち技能実習生	うち派遣労働者	
7899	3920	651	5	379	232	615	2	13	0	0
	49.6%	8.2%	0.8%	58.2%	35.6%	94.5%	0.3%	2.0%	0.0%	0.0%

違反事業場の規模と違反労働者数

・労働者数5人未満の事業場	33人	5.1%
・労働者数5～9人の事業場	86人	13.2%
・労働者数10～29人の事業場	123人	18.9%
・労働者数30～49人の事業場	1人	0.2%
・労働者数50人以上の事業場	408人	62.7%

表4

事業場規模	1 - 4人	5 - 9人	10 - 29人	30 - 49人	50人以上	合計
最低賃金未満労働者数	33	86	123	1	408	651
	5.1%	13.2%	18.9%	0.2%	62.7%	-

(4) 最低賃金を支払っていない理由

最低賃金額以上の賃金を支払っていない主な理由は以下のとおり。

- ・適用される最低賃金を知らなかった (28件、32.2%)
- ・最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。 (12件、13.8%)
- ・賃金を時間額に換算して比較していなかった。 (12件、13.8%)
- ・労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申し出があり、合意があればよいと思って (9件、10.3%)

表5

理由	全体	
	事業場数	割合
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。(理由2を除く)	6	6.9%
下請たきによる売上(収入)減のため最低賃金額を支払うことができなかった。	1	1.1%
適用される最低賃金額を知らなかった。	28	32.2%
最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。	12	13.8%
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	12	13.8%
パート(アルバイト)には適用がないと思っていた。	0	0.0%
労働能力が低い場合には適用がないと思っていた。	2	2.3%
高齢者には適用がないと思っていた。	3	3.4%
外国人には適用がないと思っていた。	0	0.0%
最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた。	1	1.1%
労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申し出があり、合意があればよいと思	9	10.3%
その他	19	21.8%

複数回答による集計結果であり、違反事業場総数とは一致しない。

